

太陽光発電設備等に対する景観施策の取組状況について

1 経過概要

- ・太陽光発電設備等の増加に伴い様々なトラブルが発生していることから、景観部局においても対応が必要となっていた。
- ・県は、平成 27 年 12 月 17 日に景観審議会に対して「太陽光発電設備等の取扱いについて」諮問すると共に、平成 28 年度からは景観行政団体協議会の事務局として、今後の対応について景観行政団体である 13 市と協議・調整を進めてきた。
- ・県は、平成 29 年 3 月 22 日に景観審議会から答申を受けたことから、景観行政団体協議会において当該答申を踏まえた最終的な協議・調整を行い、全景観行政団体から太陽光発電設備等に対する今後の取組について一定の合意を得た。

2 景観審議会における答申の内容等

- ・琵琶湖周辺の景観上重要な区域における太陽光発電設備等については、各景観行政団体が景観法の届出対象となるよう、県は考え方を整理すること ⇒標準モデル作成
- ・景観法の届出対象となった太陽光発電設備等で、行政界を隔てた眺望景観に影響を与えるおそれがあるものについては、「景観影響調査(※)」の対象となるよう、県は景観行政団体に働きかけること ⇒景観行政団体合意

3 景観行政団体協議会における合意の内容等

- ・各景観行政団体は、景観行政団体協議会で作成した標準モデルを参考にして太陽光発電設備等を景観法の届出対象とするため、景観計画および景観条例の改正に取り組む。

【標準モデルの概要】

- ①景観法の届出対象とする太陽光発電設備等とは
 - ・太陽光を電気エネルギーまたは熱エネルギーに変換する設備
 - ②景観法の届出対象とする太陽光発電設備等の規模は
 - ・建築物の屋根や壁に設置する場合は、モジュール面積の合計が 10㎡を超えるもの
 - ・地上に直接設置する工作物の場合は、高さが 5m を超えるものまたはモジュール面積の合計が 100㎡を超えるもの
 - ③「景観影響調査(※)」の対象とする太陽光発電設備等の規模は
 - ・景観法の届出対象となるものの内、高さが 13m を超えるもの
 - ④景観配慮を求める項目は
 - ・形態や意匠に関すること、色彩に関すること、植栽等に関すること(詳細は省略)
- ※なお、標準モデルについては、旧風景条例における「琵琶湖景観形成地域」に相当する区域(用途地域を除く)を対象として、県が景観審議会および景観行政団体の意見等を踏まえて考え方を整理したものである。

4 今後の予定

- ・各景観行政団体が景観計画や景観条例の改正に取り組む必要があることから、県は各景観行政団体が行う景観計画等の改正に対して支援等を行う。

※景観影響調査：琵琶湖周辺に指定した 66 の視点の内、景観上影響の恐れがある視点からフォトモンタージュ等の手法による景観シミュレーション等を行うこと